

「(仮称)滋賀県地震防災プラン(案)」に対して提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方について

1. 県民政策コメントの実施結果

平成29年12月20日(水)から平成30年1月19日(金)までの間、滋賀県民政策コメント制度に関する要綱(平成12年滋賀県告示第236号)に基づき、「(仮称)滋賀県地震防災プラン(案)」について意見の募集を行った結果、3名の方から、5件の意見が寄せられました。

これらの意見等に対する滋賀県の考え方は、次のとおりです。

2. 提出された意見

5件

3. 県民政策コメントで提出された意見とそれらに対する滋賀県の考え方

番号	意見の趣旨	滋賀県の考え方
実行2 寄り添い型・協働型避難者支援を実現する		
1	P15 個別事項③ 合理的配慮の考え方を取り入れたことを評価します。 在宅、車中泊、テント泊といった被災者を想定した避難所運営マニュアルの作成に期待します。 過去の災害の課題で「時間の経過に伴い、避難所では要配慮者の割合が高くなり、自主運営が困難」とありますが、これに対するアクションがないように感じます。要配慮者に合理的配慮を提供するためにも「避難所版BCP」のようなものが必要ではないかと思います。	原案のとおりとします。 要配慮者の割合が高くなり自治会や避難者のみによる自主運営が困難となった場合には、NPO等さまざまな支援者との連携がより重要となると考えます。 このため、自治会や自主防災組織、NPO等と連携した避難所の自主運営体制の構築や自主運営を基本とした避難所運営マニュアルの作成について、市町を支援することとしています。 御提案の時間経過に伴う避難所運営のあり方については、避難所運営マニュアルの中にその要素を取り入れることとします。
実行3 要配慮者へ合理的配慮を提供する		
2	P21 個別事項③ 「一般被災者に避難者が溢れて混乱し、要配慮者の一時的な受入れが困難。」とありますが、意味が分かりません。	一般被災者→一般避難所に修正します。
3	P21 個別事項③ 「支援ニーズに対応した福祉避難所」とありますが、福祉避難所の絶対数が不足する中で、要配慮者以外の者が避難してくることも想定され、とても「支援ニーズに対応した福祉避難所」に速やかに避難できるとは思えません。支援ニーズごとに機能分化した福祉避難所の整備計画と誰が福祉避難所の対象となるのかを周知する必要があると思います。	支援ニーズごとに機能分化した福祉避難所の整備計画は、現実的には困難ですので、運用面の工夫として、要配慮者の視点を取り入れた避難所チェックリスト等を作成し、市町が福祉避難所を整備・運営するための支援をすることとしており原案のとおりとします。 誰が福祉避難所の対象となるのかを周知することについては、御意見を踏まえ、次のとおり修正します。 (修正前) ① 災害時に要配慮者が速やかに支援ニーズに対応した福祉避難所に避難できるよう、支援関係者に対する制度の周知に努めます。 (修正後) ① 災害時に要配慮者が速やかに支援ニーズに対応した避難所に避難できるよう、要配慮者、支援関係者と併せて広く県民に対し福祉避難所についての周知に努めます。

番号	意見の趣旨	滋賀県の考え方
実行7 ハード・ソフト両面にわたる行政の災害対応能力を高める		
4	<p>P45 個別事項③ 「実行7 個別事項③ イ情報システムの点検、強化」について 地震災害では滋賀県全体が予測できない日時に被災することから情報を提供するHP等サーバーに障害が発生すると予測されます。 遠隔地にミラーサーバーを用意することで情報提供が出来るとと思いますがいかがでしょうか。 遠隔地の自治体とサーバーの相互運用するなど、お互いの被災時のサーバー運用を補完するなど協定できるのではないか。 又、サーバー自体も災害時にはアクセスが集中することがわかっていることから複数のサーバーでアクセス分散を計画するべきである。 (アクセス集中が予測出来る台風接近について、2017年の台風でも「滋賀県土木防災情報システム」はアクセス集中により見れなくなつた。このことは課題として対策するべきだと思います。)</p>	<p>原案のとおりとします。 県の基幹システムのサーバーについては、十分な耐震強度のある建物に設置するとともに、データセンターとは地理的に離れた位置にサブセンターを設置し、重要な機能をサブセンターにバックアップし、万一大事態が発生した際の運用継続を可能としています。</p> <p>また、防災関係の情報システムについても、十分な耐震強度のある建物に設置するとともに、バックアップを随時行い、外部レンタルサーバーを利用することによりシステムの強靭化を行っています。アクセス集中については、更新や能力アップ等を継続して行っているところです。</p> <p>御提案のミラーサーバーの整備や遠隔地の自治体とのサーバーの相互運用等についても、今後の課題として検討することとします。</p>
全体		
5	<p>このプランは地震災害のみを対象にしたプランだと思いますが、耐震化などを除けば、受援体制、避難者・被災者対応、市町間の連携強化など様々な取り組みについて、大規模な風水害にも適用できるのではないかと思います。 例えば、以下のようにしてはどうでしょうか(なお~を追記)。 準用しないなら大規模風水害編を別に作る必要が出てくるのではないか。 原文 このプランは、これまでの地震対策の取組を継承しつつ、全国各地で発生した過去の大規模災害を教訓として、今後、重点的に取り組む地震対策について、その基本的な考え方やスケジュールを定めます。 修文 このプランは、これまでの地震対策の取組を継承しつつ、全国各地で発生した過去の大規模災害を教訓として、今後、重点的に取り組む地震対策について、その基本的な考え方やスケジュールを定めます。 なお、このプランは地震災害への対策を対象としたものですが、他の自然災害にも適用可能な対策は準用することとします。</p>	<p>御意見を踏まえ、「3 プランの位置づけ」に次のとおり追記します。 (追記文) 《他の自然災害への対応》 △なお、このプランは、大規模地震の発生を想定したものですが、他の自然災害への対応にも生かしていくこととします。風水害に適用できる取組については、地域防災計画(風水害等対策編)に反映します。</p>

4. 今後の予定

3月12日定例会議 総務・政策・企業常任委員会でプランを説明
3月 プラン策定
3月26日 滋賀県防災会議で報告